# 北上川中流地域森林計画変更計画書

### (北上川中流森林計画区)

変 更 計 画 期 間 自 令和 6年12月24日 至 令和15年 3月31日

 計 画 期 間

 自 令和 5年 4月 1日

 至 令和15年 3月31日

令和6年12月

岩 手 県

## 変 更 理 由 等

#### 1 変更理由

奥州市において、官行造林の返地があったため、森林面積の異動が生じたこと。

#### 2 変更の内容

別紙のとおり。

# 目 次

I	計画事項	]
第 1	1 計画の対象とする森林の区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	]

#### Ⅱ 計画事項

#### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位:ha

			<u></u>
	区 分	面積	備考
	総数	<u>202, 407</u>	90.04ha の増
市町村	奥州市	<u>34, 553</u>	90.04ha の増
	金ケ崎町	4, 346	
	花巻市	32, 049	
	北上市	6, 886	
別内	西和賀町	13, 936	
訳	遠 野 市	38, 717	
	一関市	69, 225	
	平泉町	2, 695	

- 注1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内 の民有林とする。
  - 2 本計画の対象森林は、森林法第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可(保安林及 び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第 3 条の規定により指定された海 岸保全区域内の森林を除く)、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有 者になった旨の届出及び森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届 出(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く)の対象となる。
  - 3 森林計画図の縦覧場所は、岩手県農林水産部森林整備課、県南広域振興局林務 部、花巻農林振興センター、遠野農林振興センター、一関農林振興センター及び 関係市町とする。
  - 4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。